

大学等立地促進に関する調査研究委託業務 仕様書（案）

この仕様書は、長野県が行う大学等立地促進に関する調査研究を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

大学等立地促進に関する調査研究委託業務

2 目的

長野県では、県内の高等教育の振興を図るため、県内にない学部・学科を中心とした大学等の立地促進を行っている。

大学等の立地を促進するにあたり現状を把握するため、県外の私立大学等の意向や他県の先行事例の調査・分析を委託する。また、今後の立地促進の方向性を策定する上で総合的・多面的な支援を得ることとする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

ただし、下記4の業務のうち、(1)及び(2)は令和5年10月31日（火）までに終了するものとする。

4 業務内容

県が行う大学等立地促進活動の支援

(1) 県外大学等を対象としたアンケート調査

全国の県外私立大学（620校）及び私立高等専門学校（3校）を対象に、キャンパス新設・移転の予定、学部・学科新設の構想などの意向を調査し、大学立地促進に向けた具体的な取組の検討に活用できるように集計・分析すること。

(2) 全国の大学誘致先行事例についての情報収集

過去20年以内の先行事例について調査し、大学立地促進に向けた具体的な取組の検討に活用できるように集約・分析すること。

(3) 立地促進に関する総合的・多面的な支援

- ・県が実施する県内市町村を対象としたアンケート調査への助言等
- ・今後の立地促進の方向性の策定に関する助言等

上記事項のほか、県が取り組む立地促進活動に対し、適宜助言、教示等の支援を行うこと。

5 業務委託完了後の提出書類

本事業の終了後、令和6年3月15日までに以下の書類及び電子データファイルを県民の学び支援課へ提出すること。

(1) 業務委託完了報告書（A4判・任意様式）

(2) その他資料

- ・上記の他、受託者が本業務を実施するにあたり作成した資料又は完成した書類等のうち、県民の学び支援課が必要と認めたもの。（電子データファイルを含む。）

※ 電子データファイルは、マイクロソフト社の Word、Excel、PowerPoint のいずれかで作成されたものとする。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県民の学び支援課との協議により業務の一部を委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者は、本事業の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、受託業務終了後も同様とする。

(3) 著作権等に関する配慮

制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

(4) 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて長野県に帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、長野県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

7 その他

(1) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、県民の学び支援課との連絡調整を行うこと。また、受託業務の実施にあたっての打合せは、長野県庁において、または遠隔会議システムを利用して行う。

(2) 本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じた場合については、その都度県民の学び支援課と受託者が協議して決定するものとする。